

納税環境整備に関する研究会（第1回）議事要旨

日 時：令和5年10月19日（木）10:00～11:45

場 所：財務省 国際会議室 / オンライン

出席者：岡村忠生（座長）、栗原正明、小山民夫、齋藤誠、佐藤英明、末吉幹久、瀧圭吾、増井良啓、吉村政穂（敬称略）

議事要旨：

開会挨拶の後、事務局（財務省主税局・国税庁）より、それぞれ資料2・3に基づき説明が行われ、意見交換等が行われた。メンバーからの主な意見等は以下のとおり。

1. 社会全体及び税務手続のデジタル化の推進

（1）社会全体のデジタル化と税務関連情報のデジタル化

- ペーパーレス化等の業務の効率化や生産性の向上を目指してデジタル化に取り組んでおり、将来的には仕入れ・販売から税務・会計まで一気通貫でデジタル化されることが理想。他方、現状では、販売管理と証憑管理のシステムが連携しておらず、独立した個々のツールで対応しており、シームレスになっていないことが課題。
- 事業ごとに EDI が普及してきているが、取引データのやり取りは多様である。一部の国ではデジタルインボイスが義務化されているが、日本においてもデジタルインボイスの様式を统一的に定めなければ普及しない。事業者にとってメリットのあるネットワークを構築すれば、自然と普及していく。デジタル化を進めていく上で、他国の成功事例だけでなく、失敗事例も参考にすべき。
- 日本の現状を踏まえることも必要だが、国際的な動向を踏まえてデジタル化の将来像を打ち出すことは重要。OECD 税務長官会合などの国際的な議論においても、OECD 「税務行政 3.0 (Tax Administration 3.0)」(令和2(2020)年)で示された税務行政の将来像を目指していく方針がかなり強く示されている。こうした方向性はコロナ禍前の2010年頃から既に示されており、日本でも是非進めていただきたい。
- 一般的に、取引のチェーンを把握していく上で一番相性が良い税目は消費税とされており、事業者にとっても、売上・コスト等を把握する観点でメリットがある。また、EUのように、将来的に消費税申告をリアルタイムで行うといった可能性も視野に入れて進めていくことが考えられる。まだ段階として少し早いかもしれないが、国として取引情報を蓄積するという可能性も踏まえて、今後の制度設計を進めていただきたい。
- 法人税・所得税を中心にデジタル化の議論が進められてきたが、中長期的には相続税・贈与税に係るデジタル化についても検討していくべき。資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築に向けた見直しが行われており、長期にわたって資産情報を把握できるシステムが必要である。預金・登記情報のデジタル化が進められていく中、個人の資

産管理のデジタル化を進めていく必要。

(2) 納税者・税務当局間の手続（申告・納付手続等）のデジタル化

- G ビズ ID は、ペーパーレス化による効率化の観点から利便性が高い。
- G ビズ ID と e-Tax との連携とあるが、源泉徴収票のデータがマイナポータルを通じて提供される予定であると理解。その際、事業者内の担当部署間のセキュリティが確保されていないため、税目ごとに複数の ID を利用できるようにするなど、何らかの形でセキュリティが確保されるよう検討いただきたい。
- 処分通知等の電子交付の際に納税者にその旨のメールを送信するとあるが、増額更正の通知に納税者が気付かないことが懸念される。納税者が十分に理解せずに電子交付の同意を行う場合を否定しきれないため、納税者が十分に理解して同意しているといえる制度にする必要。
- 再調査の請求期間は3か月と非常に短いため、納税者が通知に気付くのが遅れて期間が短縮されることがないように、処分通知等の電子交付の際に送信されるメールを納税者が開封してから3か月とされるとよい。
- 国外の納税者に対する処分通知等についてどのように考えるか。従来、国外の納税者に対する送達や調査については限界や協調の仕組みがあるところ、中長期的に処分通知等の電子化が進むこととなれば、国外との関係について再整理する必要。
- デジタル化の推進に伴い、税務データの学術研究目的の利用を進めていく上では、個人情報保護法や匿名加工情報の取扱いに関するルールとの整合性を確保することが重要。
- 国税の次世代システムの導入と eLTAX の更改が同時期に行われる予定であるが、国・地方のシステム間の連携は、何らか行われるのかに関心がある。

2. 納税におけるコンプライアンスの確保

(1) 加算税制度関係

- 現行では仮装・隠蔽に基づく更正の請求に対して重加算税を課すことができないが、更正の請求も申告納税方式の一部であり、申告秩序を維持する観点から、重加算税を課すことは理論的に問題はない。不納付についても重加算税が課されており、狭義の申告秩序に限らず重加算税が法制化されている。仮装・隠蔽に基づく更正の請求に対して重加算税を課すことは重要なアイデア。
- 一般論として、現行法が前提にしている立法事実が変化すれば合理的な範囲内で修正することはよくある話であり、仮装・隠蔽に基づく更正の請求に対して重加算税を課すことに賛同。他方、仮装・隠蔽が行われている場合とそうでない過少申告である場合の線引きについて、マニュアル等で示すことが可能か、限界事例が生じ得るのかに留意が

必要。

- 適正な課税所得や税額を明らかにすることについて欺罔的な行為が行われているのであれば、バランスという観点で、仮装・隠蔽に基づく更正の請求に対しても重加算税を課す仕組みを導入することは合理的。
- 減額のための修正申告という制度が存在しない中、減額更正処分が行われた還付金に対して重加算税を課すことについて違和感がある。不正還付に対してはペナルティが科されるべきだが、加算税によるペナルティとすると更正処分の要件である調査という手続が入ってくることが違和感の原因。仮装・隠蔽ではなく、偽りその他不正の行為に対するペナルティを科することはできないのか。重加算税の対象とするほど時間的制約が厳しいのか、あるいは不正な事案が多いのか。更正の請求に基づく還付を行う前に実地調査を行うことは困難なのか。

(2) 徴収手続関係

(不正に申告を行った法人の滞納国税の徴収が困難となった事例)

- 現行制度上、財産の移転を捕捉して法人の代表者から徴収することはどの程度可能なのか。現行の無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の対象となる贈与に該当しない財産の移転があるということか。
- 代表者に財産が移転しているという事実が認められるのであれば、現行の無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務を適用できない場合に、これと類似した形で、悪意等は要件とせずに財産の移転の事実を把握して第二次納税義務を課すことが考えられる。
- 現行の第二次納税義務制度では様々な類型をカバーしているが、欠けている面もある。基本的には法人が納税義務を負うものの、事例にあるような代表者に対して第二次納税義務を負わせることは合理的。
一般論として、行為主体である自然人への責任追及に加え、民法では使用者責任として法人に責任を追及し、会社法では役員の一定の行為を法人に帰属させる規定がある。刑法では両罰規定に基づき行為者の行為を法人に帰属させる。他方、重加算税や課徴金については法人自体に課される。今般の事例のように所有と経営の分離がなされていないような法人について、日本の法人課税方式では行為主体である自然人に対する規律が結果的に弱くなっている場合に部分的にカバーすべく、第二次納税義務を課すものと説明できるのではないか。
- 英国では 2020 年に、短期間に新法人を設立して納税義務を免れるフェニックスカンパニーについて、旧法人の納税義務を追及するために役員等に対する連帯納付義務の追及を認める立法がなされている。失敗したスタートアップが再挑戦を行うケースもあるが、正当な再挑戦を阻害する効果を生じさせないようにできれば、同様の対処も考えられるのではないか。その際、法制度の整合性については十分に検討する必要がある。

- 極端な事例であり、何らかの手当てが必要。個人である代表者が不正を行った場合を想定していると思うが、法人の場合についても検討していくのか。対象範囲が広範かつ厳格になりすぎることを懸念。明らかに悪質な脱税等の事案に対応するための法制度がよいと考える。

(保全差押えの解除期間経過により滞納国税を徴収できなかった事例)

- 保全差押えは、昭和 34 年の国税徴収法改正により創設されているが、立法当時の議論では 1・2 か月といった短期間では査察調査が終了しない場合がある旨の説明がなされている。保全差押えの解除は、徴収確保のための制度であることに由来するとされており、やたら引き延ばすことは適切ではないものの、立法事実があれば合理的な期間まで延長することが考えられるため、実態をご教示いただきたい。

(以上)